

令和2年度 安来市立飯梨小学校いじめ防止基本方針

令和元年6月改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもたらしている。

これをふまえて、

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ②「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ③「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という強い信念をもつこと

の3つの考え方を基本に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、飯梨小学校としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、「いじめの未然防止」と「早期発見」に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生した場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組んでいく。

1. いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

- ・児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ・児童が主体的に参加・活躍できるような、魅力ある学校づくりを心かける。
- ・児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかを定期的に検証し、改善点等について検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 具体的な取組

① いじめについての共通理解を図る。

- ・いじめの定義について、日頃から教職員全体で共通理解を図る。
- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・「いじめを許さない」という雰囲気を学校全体で醸成する。
- ・具体的な行動や言葉の例を掲示し、児童にいじめの具体的な姿を認識させる。

②一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを心がける。

- ・主体的・対話的な居場所のある授業つくり
- ・児童理解による教育活動の精選と適切なめあての設定。振り返りの時間の設定。
- ・発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

③一人一人が活躍できる集団づくり、児童の居場所づくり、絆づくりに取り組む。

④自己有用感や自己肯定感を高める。

- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者から認められている、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるようにする。
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようとする。
- ・幅広く、多様な目で児童を見守り、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感を高めていくようにする。

⑤ いじめに向かわない態度や能力を育成する。

- ・全教育活動における道徳教育や人権教育の充実

- ・いろいろな体験活動や読書活動の充実
- ・異学年、異世代との交流の推進

【児童に培いたい力】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| □自尊感情と自己有用感。 | □規律を守った学校生活。 |
| □美しいものを美しいと言える素直な心。 | □みずみずしい感性。 |
| □他者とのちがいを正しく認識できる力。 | □他者のよい所を理解し、認め合える力。 |
| □他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。 | |
| □未知なるものに進んでチャレンジする力。 | □試行錯誤をくり返すことができる力。 |
| □失敗しても何度も粘り強く取り組む力。 | □規範意識、正しいことが分かる善悪判断力。 |
| □他者とのコミュニケーションを図る力。 | |
| □ストレスに適切に対処できる力。 | |

(3) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止対策会議」を設定する。

安来市立飯梨小学校「いじめ防止対策会議」(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

- 校内職員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭
 特別支援教育コーディネーター・加害及び被害児童担任
 ○校外関係者：PTA会長・PTA副会長・地区民生児童委員

【具体的な取組】

- | | |
|------------------|---------------------|
| □本校のいじめ防止基本方針の策定 | □いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| □いじめ防止基本方針の修正 | □校内研修の企画・運営 |
| □いじめに係る情報収集 | □いじめ発生に係る全職員への情報提供 |
| □臨時職員会議の設定 | |

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって中核となる役割を行い、いじめ防止に係る具体的な取組を行う。

(4) 家庭や地域との連携

- ・学校便りや学級通信等で本校のいじめ防止基本方針の周知を行う。
- ・適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- ・学校評議委員会をはじめとする地域関係機関との連絡と報告を励行する。

2. 早期発見の在り方と取組

【いじめの定義】 (いじめ防止対策推進法第2条第1項 平成25年)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(1) 早期発見に向けた取組

- ①普段からの子どもたちの見とりと情報交換
- ・職員会議や打ち合わせなど、こまめな情報交換。
 - ・休み時間や様々な場面での見守りや日記等から、児童の悩みを把握する。

- ・保健室や図書館、スクールカウンセラーからの情報提供とその共有
 - ・児童からの情報の活用
 - ・気になる児童の情報を全教職員で共通認識しておく。
- ②いじめ（学校生活）にかかるアンケート調査の実施。
- ・生徒指導部による年に3回のアンケートの実施。（アンケート内容は、その時の児童実態に応じて設定する）
 - ・アンケート調査を踏まえた「教育相談」の実施。（6月・10月・3月）
- ③教育相談体制
- ・教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
 - ・心配される児童への定期的な相談の実施
 - ・教育相談の充実と全職員への報告、連絡、相談の徹底
- ④特別支援教育コーディネーター
- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
 - ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり
- ⑤保護者からの訴えに係る窓口の一本化
- ・教頭を窓口として、いじめの通報や情報に対応
 - ・教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
 - ・全教職員への報告と周知
 - ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解

【学校におけるいじめのサインの例】		<指導の指針より>
□急な体調不良	□遅刻や早退の増加	□授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
□学用品、教科書、体育着等の紛失	□学用品の破損、落書き	□授業への遅参
□保健室への来室の増加	□日頃交流のない児童との行動	
□発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発		□多数児童からの執拗な質問や反駁
□図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ		□業間や休み時間の単独行動
□特定児童の発言へのどよめきや目配せ	□突然のあだ名	
□特定児童からの忌避・逃避	□特定児童の持ち物からの逃避	等

(2) 家庭や地域との連携

- ①家庭との連携
- ・学校便りや学級通信による子どもたちの活動の広報
 - ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校便り等で）

【家庭でのいじめのサイン例】		<指導の指針より>
□登校しづらり	□転校の希望	□外出の回避
□感情の起伏の顕著化		
□教師や友だちへの批判増加	□隠し事の発覚	□家庭でのお金の紛失
□荒くなる金遣い	□長時間の長電話や過度に丁寧な対応	□衣服の不必要な汚れ
□体への傷やいたずらの痕跡	□保護者来校の拒絶	□過度なネットへの対応
		他

②地域との連携

- ・学校便りによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の立哨指導等を通した児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】	<指導の指針より>
□登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。	
□一人だけ離れて登下校している。	□故意に遅れて登校している。
□地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。	
□公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。	
□コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。	等

3. いじめに対する具体的な措置

(1) 基本的な考え方

- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく、複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。「いじめられる方にも問題がある」という認識は絶対しない。

(2) 素早い事実確認

①速やかな報告

- ・「担任、現状目撃者等の情報受信者→生徒指導主任→教頭→校長⇒教育委員会」のルートで情報や状況をすみやかに報告する。(第1次報告)
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ認知・対応記録票」を作成し、教頭へ提出する。
※「いじめ認知・対応記録票」の内容
○被害児童 ○加害児童 ○認知した日時・きっかけ ○内容・状況 ○情報受信者

②教頭により、「第1次臨時職員会議」を召集し、内容を周知する。

【第1次臨時職員会議】 当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○担任 ○養護教諭
- 特別支援教育コーディネーター ○スクールカウンセラー

(2) 資料

- いじめ認知・対応記録票 ○被害・加害児童の家庭調査票

(3) 会議内容

①事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況(日時・場所・人数・様態 等)
- ・いじめの動機や背景 ・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

②事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り ・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り ・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施

○被害児童への聞き取り

- ・教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

○加害児童への聞き取り

- ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- ・「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

○周辺児童への聞き取り

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

○被害児童保護者、加害児童保護者に対して

- ・保護者とは直に会って面談を行う。
- ・保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明をする。

④確認事実の周知・報告

- ・「聞き取り担当者→教頭→校長→全教職員」のルートで確認事実を周知する。
- ・確認後、教育委員会に報告する。(第2次報告)

(3) 組織的対応について

①第2次臨時職員会議

【第2次臨時職員会議】 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的な対策を決定し、担当を明らかにする。

- 被害児童への対応 → 担任、養護教諭、生徒指導主任
- 加害児童への対応 → 担任、養護教諭、生徒指導主任
- 周辺児童への対応 → 各学級担任
- 該当児童保護者への対応 → 教頭、担任

②実際の対応

- ・全て、時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
- ・各対応は、いじめの解消を確認するまで継続する。
- ・話し合った内容、確認事項についての報告書を教育委員会に提出する。(第3次報告)

(4) ネットいじめへの対応

- ・ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を見た場合は、直ちに削除する措置をとる。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。また、安来市教育委員会に報告するとともに、安来三中校区の各小中学校にも連絡を入れる。
- ・情報教育に係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては、各学年の発達段階に応じた指導、保護者に対しては、PTAと連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようとする。

4. 教育相談体制について

- ・児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。
- ・スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターの機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。必要に応じて、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。

5. 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付け、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、いじめを正しく認識し、組織的な体制を整える。

(2) 具体的な取組

- ・児童一人一人が認め合い高め合えるような授業実践、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修会を実施する。
- ・いじめの定義についての理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ・教職員研修担当は、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

6. 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行う。その際は、分かりやすい設問の設定を心かける。
- ・保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ・教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ・学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案は即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- ・学校便り等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学級通信等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- ・家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、「いじめ防止対策会議」を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- ・本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
- ・短期評価 →定期的な児童アンケートや情報交換などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認し、改善する。
- ・中期評価 →児童へのアンケート調査、教職員による取組評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善する。また、個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善を図る。
- ・長期評価 →中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善する。

7. その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ・本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- ・一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- ・取り出しの指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

- ・「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に、日々の研鑽に努める。
- ・めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ・日々の実践を謙虚に振り返り、常に改善を図る。（教職員評価システムの積極的活用）

(3) 学童クラブやスポーツ少年団等との連携

- ・学童クラブやスポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、指導員、関係保護者との連携や共通理解を図る。
- ・問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 町内会や子ども会等との連携

- ・子ども育成会主催の各町内行事や奉仕活動等への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- ・問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。